特定非営利活動法人 子供地球基金　定款

第1章　総則

第1条　名称: この法人は、特定非営利活動法人子供地球基金と称し、その英訳名を KIDS EARTH FUND という。

第2条　事務所: この法人は、主たる事務所を東京都港区六本木一丁目 9 番 4 号ザ・レジデンス六本木 2202 号室に置く

第2章　目的および事業

第3条　目的: この法人は、世界中の子供たちのアート制作活動を支援し、想像力豊かな人材育成をすることを目的とする。

2 この法人は、世界中の人々に対して子供たちの制作したアートを通じメッセージを伝える活動を行い、子供又子供を育てる環境を守るためには何が大切かを人々に考えてもらう機会を作ることを目的とする。

3 この法人は、世界中の劣悪な状況下にいる子供たちに対して援助活動を行い、健康的かつ想像力豊かに生活できるよう環境を整えること及び物資を寄与することを目的とする。

第4条　特定非営利活動の種類: この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 子どもの健全育成を図る活動
2. 災害救済活動
3. 社会教育の推進を図る活動
4. 文化、芸術の振興を図る活動
5. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
6. 国際協力の活動

第5条　事業: この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 世界中の支援を必要とする子供たちのための施設の開設・運営
2. 世界の子供達へ物資の寄贈、寄附
3. 国内外における子供の絵の展覧会
4. 広報活動
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

第6条　種別: この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもつて特定非営利活動促進法(以下法という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体

2 正会員は総会に出席し議決権を有し、賛助会員はそれを有しない。

第7条　入会: 会員になろうとする者は、代表が別に定める入会申し込み書により、年会費を添えて代表に申し込むものとする。

2 代表は前項の申し込みがあつたとき正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表は第 1 項のものの入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

第8条　会費: 会員は総会において別に定めるところにより、年会費を納入しなければならない。
2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
第9条　資格の喪失: 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
(1) 退会したとき。
(2) 成年被後見人若しくは被補佐人または破産の宣告を受けたとき。
(3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
(4) 会費を1年以上滞納したとき。
(5) 除名されたとき。
第10条　退会: 会員が退会しようとするときは、退会届けを代表に提出して、任意に退会することができる。
第11条　除名: 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、代表がこれを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)この定款等に違反したとき。
(2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
第12条　拠出金品の不返還: 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

第13条　役員: この法人には、次の役員を置く。
(1)理事3名以上20名以内
(2)監事1名以上
2 理事のうち代表を1名、副代表を1名とする。
第14条　役員の選任: 理事および監事は、総会において選任する。
2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
第15条　理事の職務: 代表は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは、その職務を代理しまたはその職務を行う。
3 理事は理事会を組織してこの定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。
4 監事は次に掲げる職務を行う。
(1)理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)この法人の財産の状況を監査すること。
(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の財産の状況または業務の執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会および総会または所轄庁に報告すること。
(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。
(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
第16条　役員の任期: この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
第17条　欠員補充: 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

第18条　役員の解任: 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
第19条　役員の報酬: 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。
第20条　職員: この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。
2 職員は、代表が任免する。

第5章　総会

第21条　種別: この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
第22条　第 22 条構成: 総会は、正会員をもつて構成する。
第23条　第 23 条権能: 総会は以下の事項について議決する。
(1)定款の変更
(2)解散
(3)合併
(4)事業計画及び収支予算並びにその変更
(5)事業報告及び収支決算
(6)役員の選任または解任、職務及び報酬
(7)入会金及び会費の額
(8)借入金(その事業年度内の収入をもつて償還する短期借入金を除く。第 50 条についても同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)事務局の組織及び運営
(10)その他運営に関する重要事項
第24条　開催: 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集を請求されたとき
(3)第 15 条第 4 項第 4 号の規定によって、監事から招集があったとき
第25条　招集: 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表が招集する。
2 代表は前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会招集は、少なくとも 5 日以前に、その会議に付議すべき目的、審議事項、日時および場所を記載した書面をもつて通知する。
第26条　議長: 通常総会の議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。
第27条　定足数: 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。
第28条　議決: 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第29条　表決権等: 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(2006.3 月改訂)

第30条　議事録: 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあたつては、その数を付記すること。
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章　理事会

第31条　構成: 理事会は理事をもつて構成する。
第32条　権能: 理事会はこの定款で定めるものの他次の事項を議決する。
(1)総会に付議すべき事項
(2)総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
第33条　開催: 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)代表が必要と認めたとき
(2)理事総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき
(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき
第34条　招集: 理事会は代表が招集する。
2 代表は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
第35条　議長: 理事会の議長は代表とする。
第36条　議決: 理事会における議決事項は、第34条第3項に規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第37条　表決権等: 各理事の表決権は平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもつて表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、次項第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会は議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることはできない。
第38条　議事録: 理事会の議事については、次の次項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産および会計

第39条　資産の構成: この法人の資産は次のとおりとする。
(1)設立当初の財産目録に記載された財産
(2)入会金及び会費
(3)財産から生じる収入
(4)事業に伴う収入
(5)寄付金品
(6)その他の収入

第40条　資産の区分: この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とする。

第41条　資産の管理: この法人の資産は代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

第42条　会計の原則: この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条　会計の区分: この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計1種とする。

第44条　事業計画及び予算: この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は代表が作成し総会の議決を経なければならない。

第45条　暫定予算: 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出をみなす。

第45条の2　弾力条項: 第44条の規定にかかわらず、業務量の増加により本法人の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、代表は理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、本法人の業務のために直接必要な経費に使用することができる。なお、この弾力条項を使用した場合には、代表は遅延なく、当法人の掲示場に公示するものとし、次の総会において弾力条項の適用を行った旨を報告する。

第46条　予備費の設定及び使用: 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条　予算の追加及び更正: 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追カロ又は更正をすることができる。

第48条　事業報告及び決算: この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、翌事業年度に繰越すものとする。

第49条　事業年度: この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第50条　臨機の措置: 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

第51条　定款の変更: この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な次項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

第52条　解散: この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)正会員の死亡
(4)合併
(5)破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

第53条　残余財産の帰属: この法人の解散(合併又は破産による解散を除く)に伴う残余財産は、この法人の目的に類似の目的を有する公益団体に寄附するものとする。
第54条　合併: この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

第55条　公告の方法: この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

第10章　雑則

第56条　細則: この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1　この定款はこの法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表　北村晴美　（鳥居晴美）
北村晴美は対外的にビジネスネームとして鳥居晴美を使用しております。
依って、北村晴美と鳥居晴美は同一人物ですのでここに明記させて頂きます。
副代表　REINBOLD LORRAINE JOYCE （レインボールド　ロレイン　ジョイス）
理事　小川　博
理事　秋元　征紘
監事　井出秋人

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年１０月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年８月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1. 正会員
個人会員　10,000 円以上
団体会員　100,000 円以上
2. 賛助会員
個人会員　10,000 円以上
団体会員　100,000 円以上

